

# 岡崎市森づくり協議会要綱

制定 令和2年3月2日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市森づくり協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (役員)

第2条 協議会は、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第3条 協議会は、会長が招集しその議長となる。

- 2 協議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ協議会に関係者の出席を求めることができる。
- 5 会議は公開を原則とする。

## (会議の招集の特例)

第4条 会長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により委員の意見を聴取し又は賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
  - (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合
  - (3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合
- 2 前項の規定による会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (事務局)

第5条 協議会の事務局は、経済振興部中山間政策課に置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(岡崎市森づくり協議会設置要綱の廃止)
- 2 岡崎市森づくり協議会設置要綱（令和元年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。